

FATF 声明  
2014年6月27日

(仮訳)

金融活動作業部会(FATF)は、資金洗浄・テロ資金供与対策(AML/CFT)に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与(ML/TF)リスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守強化を奨励するため、FATF は戦略上重大な欠陥をもつ国・地域を特定した。また、これらの国・地域と協働して国際金融システムにリスクをもたらすそれら欠陥に対処していく。

当該国・地域から生じる継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF が全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、對抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

イラン、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)

資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥があり、それら欠陥への対処に顕著な進展をみせていない、あるいは FATF と策定したアクションプランにコミットしていない国・地域。FATF は以下に記載する国・地域に関連した欠陥から起こるリスクを考慮するよう、加盟国に要請する。

アルジェリア  
エクアドル  
インドネシア  
ミャンマー

エチオピア、パキスタン、シリア、トルコ及びイエメンは、FATF と合意したアクションプランへの対応が十分に進捗したことから、現在、「国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善:継続プロセス」に掲載されている。

## イラン

イランはこれまでに FATF と連携し、このほど FATF に資料の提出を行ったにも関わらず、同国がテロ資金供与のリスクに対処していないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、FATF は、引き続き、特別に、かつ極めて憂慮している。

FATF は、これまでの加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、それぞれの国の金融機関に対し、イラン系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び

取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、2009年2月25日の加盟国への要請を再確認し、イランより生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。FATF は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約を防止すること、及びイラン系金融機関による自国内での支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮することを各国・地域に対して引き続き求める。イランより生ずるテロ資金供与の脅威が継続していることから、各国・地域はこれまでに講じた措置を考慮し、追加的な予防措置または現在講じている措置の強化を検討すべきである。

FATF は、特にテロ資金供与の犯罪化及び疑わしい取引の届出義務を効果的に実施することによって、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応をとることを求める。イランがテロ資金供与対策体制の改善を継続するための具体的な対応をとらない場合、FATF は、対抗措置を強化するよう加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に求めることを、2014年10月に検討する。

## 朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)

2014年2月以降、DPRK は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥について議論するため、直接 FATF へ接触してきている。FATF は、DPRK が、合意されたアクションプランの論拠として、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥について合意に至るまで、引き続き FATF に協力することを求める。

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重大な欠陥に対して対処していないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応をとることを求める。

FATF は、2011年2月25日付の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、それぞれの国の金融機関に対し、DPRK 系企業・金融機関を含め、同国との業務関係及び取引に特別な注意を払うよう助言することを求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生ずる資金洗浄・テロ資金供与リスクから金融セクターを保護するために効果的な対抗措置を適用することを全ての国・地域に求める。全ての国・地域は、対抗措置やリスク軽減措置の迂回・回避に利用されるコルレス契約も防止すべきであり、DPRK 系金融機関による自国内での支店や子会社の設置要請を検討する際に、資金洗浄・テロ資金供与リスクを考慮すべきである。

---

## アルジェリア

アルジェリアは、テロ行為の処罰範囲を拡大する刑法改正案を施行したことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、アルジェリアはFATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において設定された期限内に十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び③FATF 勧告に従った顧客管理義務の導入を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

## エクアドル

エクアドルは、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化を含む新しい刑法を成立させたことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、FATF 及びGAFISUD(南米FATF型地域体)に対してハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はアクションプランの履行において、十分な進歩を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、これらの欠陥に対処するため;①テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、及び②資金洗浄に関連する資金を没収するための手続の明確化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。同国はまた、金融セクターの監督の強化も継続するべきである。FATF は、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に同国が対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

## インドネシア

インドネシアは、テロリストの資産を凍結する体制の構築を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、インドネシアはFATFやAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働し、テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、

同国はそのアクションプランの履行において、合意された期限内で十分な進捗を示しておらず、テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行において、ある一定のテロ資金供与対策上重大な欠陥が残存している。FATFは、国連安保理決議1267の完全な履行、及びテロリストの資産を凍結するための法的枠組み並びに手続の明確化により、同国がFATF勧告に従って、残存する欠陥に対応することを慫慂する。

## ミャンマー

ミャンマーは、新しい資金洗浄・テロ対策法を成立させたことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩をみせている。しかし、ミャンマーは FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し凍結するための適切な手続の構築及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しのさらなる枠組み強化、④完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑤金融における透明性の強化、及び⑥顧客管理措置の強化を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処すること、及びアクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

( 以 上 )